

## 65歳以上の人の 介護保険料 が変わります !!

65歳以上の人（第1号被保険者）が負担する介護保険料は、3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づき、計画期間中における介護給付費などを算定し、財政の均衡が保たれるよう計算して保険料を決定しています。

**第7期介護保険事業計画（2018～2020年度）における保険料基準額は、月額5,500円と決定しました。**

介護保険制度は、将来介護が必要になったときに誰もが安心してサービスを利用できるよう、また、自立した暮らしを助け、介護する家族の負担を減らすための制度です。第6期の基準月額より400円の増加となっていますが、保険料の納付にご協力をお願いします。

※第1号被保険者の保険料は介護サービスに要する費用の23%を賅っています。

所得段階区分	対象となる方		2018～2020年度保険料	
第1段階	生活保護を受給されている方 町民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方		基準月額×0.45 2,475円/月〔年額：29,700円〕 ※公費補てん後	
	第2段階	本人が 町民税非課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準月額×0.69 3,795円/月〔年額：45,540円〕
本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の方			基準月額×0.74 4,070円/月〔年額：48,840円〕	
本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の方			基準月額×0.90 4,950円/月〔年額：59,400円〕	
第3段階	本人が 町民税非課税	世帯員に一人でも 町民税課税者が いる人	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準月額×1.00 5,500円/月〔年額：66,000円〕
第4段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の方	基準月額×1.20 6,600円/月〔年額：79,200円〕
第5段階 (基準額)	本人が 町民税課税	本人の前年の合計所得金額が 120万円以上200万円未満の方	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の方	基準月額×1.30 7,150円/月〔年額：85,800円〕
第6段階			本人の前年の合計所得金額が 200万円以上300万円未満の方	基準月額×1.50 8,250円/月〔年額：99,000円〕
第7段階			本人の前年の合計所得金額が 300万円以上400万円未満の方	基準月額×1.65 9,075円/月〔年額：108,900円〕
第8段階			本人の前年の合計所得金額が 400万円以上600万円未満の方	基準月額×1.75 9,625円/月〔年額：115,500円〕
第9段階			本人の前年の合計所得金額が 600万円以上800万円未満の方	基準月額×1.85 10,175円/月〔年額：122,100円〕
第10段階			本人の前年の合計所得金額が 800万円以上1,000万円未満の方	基準月額×1.95 10,725円/月〔年額：128,700円〕
第11段階			本人の前年の合計所得金額が 1,000万円以上1,200万円未満の方	基準月額×2.05 11,275円/月〔年額：135,300円〕
第12段階	本人の前年の合計所得金額が 1,200万円以上の方	基準月額×2.15 11,825円/月〔年額：141,900円〕		

※「世帯」：原則として、4月1日現在での住民基本台帳（住民票）の世帯。ただし、4月2日以降に転入や年齢到達で第1号被保険者になった場合、その年度はそれぞれの転入日・到達日現在の世帯となります。

※「課税年金収入額」：税法上町民税の課税対象の収入とされる公的年金等（国民年金、厚生年金など）の収入をいい、非課税となる年金（障害年金、遺族年金など）は含まれません。

※「合計所得金額」：前年の収入金額から必要経費等に相当する額を控除した額で、譲渡損失の特別控除や損失等にかかる繰越控除前の金額をいいます。なお、合計所得金額がマイナスの場合、0円として計算します。

### 保険料の徴収額などについては、4月（仮算定時）と6月（本算定時）に65歳以上の皆さんに通知します

※仮算定：前年所得が確定していないため、原則前年と同じ所得段階であると見込んで計算します。

※本算定：前年所得の確定に伴い、年間の保険料額を決定し、仮算定で徴収した保険料を差し引いて、残りの保険料額を計算します。

※徴収方法としては、年金からの天引きによる「特別徴収」と、納付書や口座振替での納付の「普通徴収」に分かれています。

・「特別徴収」となる人は、老齢（退職）・遺族・障害年金が年額18万円以上の人です。

・「普通徴収」となる人は、年金が年額18万円以下の人や年度中に65歳に到達する人、年度途中で転入された人などです。

㊀ 長寿社会課（愛知川庁舎） ☎42-7694

## 滋賀県レイカディア大学 第41期学生を募集します

### 滋賀県レイカディア大学とは？

高齢者が新しい知識と教養を身につけ、地域の担い手として登場できるよう支援するため、滋賀県社会福祉協議会が開設しています。昭和53年7月の開設以来、約5,900名が卒業し、それぞれの地域で活躍しています。今回、第41期生の募集を行います。

### 講座、学科および募集定員

- 必修講座（本学のメイン講座です。全学生が受講します。）
  - 地域の担い手として必要な知識、考え方、地域活動の企画など地域活動体験を含めながら学びます。
- 選択講座（学科を一つ選び、2年間にわたりその学科を受講します。）
  - 各学科固有の知識・技法を学び、卒業後の地域活動に役立てる力を養います。

学 科	募集定員（人）		合計
	草津校（5学科）	米原校（3学科）	
園 芸 学 科	50	30	80
陶 芸 学 科	25	—	25
びわこ環境学科	25	—	25
地 域 文 化 学 科	25	—	25
北 近 江 文 化 学 科	—	20	20
健 康 づ くり 学 科	20	20	40
計	145	70	215

### 修業年限

2018年10月から2020年9月までの2年間です。

### 入学資格

現に県内に居住し、平成30年10月1日現在において60歳以上の方で、大学設置の趣旨を理解し、学習意欲に富み、通学および各種講義に出席しうる健康を有する方。また、卒業後、学習の成果を生かした地域活動等に意欲がある方。なお、過去に入学を許可された方の応募はできません。

### 授業料等

授業料は、各学年 前期25,000円、後期25,000円です。（年額50,000円）

ただし、教材費、傷害保険料、見学・研修の経費および自主活動等に要する経費等は学生の負担とします。

### 出願手続等

「滋賀県レイカディア大学第41期学生募集要項」および入学願書は、長寿社会課、社会福祉協議会、公民館または老人クラブ連合会などに配布しています。また、びわこシニアネット（<http://www.e-biwako.jp/>）からもダウンロードできます。

入学願書は、募集要項をよく読んで必要事項を記入のうえ、レイカディア大学草津校（〒525-0072 草津市笠山7-8-138（県立長寿社会福祉センター内））まで郵送してください。

### 入学願書受付期間

6月1日（金）から7月31日（火）までの間です。

㊀ 社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会・滋賀県レイカディア大学草津校 ☎077-567-3901

・滋賀県レイカディア大学米原校 ☎0749-52-5110